

# 委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

## （ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した

内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

### (Web会議)

**第6条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

### (本業務の特記仕様事項)

**第7条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

#### 2 業務概要

本業務は、日和佐港（恵比須浜地区）において、恵比須浜岸壁延伸部における環境調査を実施するものである。

#### 3 業務内容

##### (1) 計画準備

環境調査の調査計画立案に際し、現地踏査を行い調査方法、調査時期、調査地点の選定を行ったうえで、現地調査計画書を作成する。また、関係機関との調整、必要書類等の準備を行う。

調査計画は、環境アドバイザーとの協議を実施して意見等を反映した計画とする。協議の結果、調査内容に変更が生じた場合は、設計変更を行う。

##### (2) 現地調査

現地調査は、以下の項目について実施する。

###### 1) 調査項目

調査項目は、岸壁延伸による影響把握を主眼に置き、藻類、魚類、付着生物を対象とする。

###### 2) 調査時期

調査時期は、海藻類の旺盛期、衰退期を念頭に下記の時期の2回を予定する。なお海藻類の調査時期に合わせて、魚類、付着生物の調査を行う。

調査時期：旺盛期）3～6月、 衰退期）9～10月

###### 3) 調査方法

###### 【藻類（藻場）】

- ・調査測線に沿った目視観察

調査測線に沿って目視観察を行う。観測認項目は、構成種、被度、水深、底質等とする。

調査測線は、深浅測量ライン3本程度（埋立区域外縁、起点から1/3、2/3）を想定する。

###### 【魚類】

- ・調査測線に沿った目視観察

藻類観察と並行して目視観察を行う。観察項目は、確認種、個体数（概数）、個体の大きさ等とする。

※事前に地元漁協への聴き取り等を行い、特別な水産重要種がある場合には、かご網、刺し網等による試験操業を行う。

###### 【付着生物（動物・植物）】

- ・踏査、目視、採取による調査

埋め立て工事により消滅する生物資源量（消滅区の代表位置1箇所）を把握する。事業実施後の護岸で再生するとみられる生物資源量（対象区として既存岸壁付近の代表位置1箇所）を推察する。

観察および試料採取（坪刈り）によって実施、試料採取層は生物量がある程度存在するとみられる平均水面－低潮帯、水底付近の2層とする。

###### 4) 調査結果とりまとめ

現地調査結果は、種別毎にとりまとめ、重要種の生息状況について整理する。

**【藻類（藻場）】**

藻場の平面的な分布模式図、観察断面の模式図、確認種一覧、潜水による海底状況の写真等を整理する。

**【魚類】**

確認種一覧、主要構成種の分布状況を整理する。

**【付着生物（動物・植物）】**

確認種一覧、動物は種別の個体数、湿重量、植物種別の湿重量、主要種の個体写真等を整理する。

(3) 関係機関協議

調査計画及び調査結果について環境アドバイザー（学識経験者）との協議を行う。

協議回数は、調査前・後の計2回を想定しているが、変更が生じた場合には、監督員との協議のうえ、契約変更対象とする。

(4) 報告書作成

現地調査結果、埋立により想定される影響及び保全措置の検討について、とりまとめを行い報告書を作成する。